

# 農業振興地域整備計画の変更について

## ○農業振興地域整備計画変更の理由

現計画は平成 18 年度が最終見直し年度となっており、本市を取り巻く状況は大きく変化している。本市の農業振興を図る上で、適正な土地利用及び農業生産のための計画等を総合的に見直す必要がある。

## ○農業振興地域整備計画変更の内容

### 1. 農用地区域指定の見直し

**編入事由**： 過去に農用地除外申出があり個別除外を行った土地であって、事業実施が見込めなかった土地、農用地区域からの除外後 3 年経過してなお農地転用申請がされていない土地等

**除外事由**： 公共性が特に高いと認められる事業に係る施設用地であって、農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもの（道路、河川等）等

**用途変更**： 利用実態に合わせた変更（農地から農業用施設用地へ用途変更）

（単位：ha）

区 分	総面積	農 地	農業用施設用地
現 在 A	364.72	364.72	—
修 正 値 B	361.44	361.44	—
変 更 案 C	357.16	356.69	0.47
増 減 D=C-B	▲4.28	▲4.75	0.47

※修正値：例年行っている個別案件の農用地区域からの除外の積み重ねにより誤差が生じた面積等

## 2. マスタープラン（計画本文）の主な見直し内容

### 第1 農用地利用計画

- ・ 土地利用区分面積等の時点修正
- ・ 農用地区域の見直しによる農用地利用計画の変更
- ・ 文言の全体的な見直し

### 第2 農業生産基盤の整備及び開発計画

- ・ 農業生産基盤整備開発計画（農地耕作条件改善事業の推進）の追加（付図2参照）
- ・ 文言の全体的な見直し

### 第3 農用地等の保全計画

- ・ 農用地等保全整備計画（多面的機能支払交付金事業の推進）の追加（付図3参照）
- ・ 農用地等の保全のための活動を推進するため、人・農地プランを利用した地域農地の将来検討、農地中間管理事業及び農地耕作条件改善事業を利用した農地の利用集積等を追加
- ・ 文言の全体的な見直し

### 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

- ・ 富士見市の農業経営の基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和4年3月10日改正）に基づく変更
- ・ 埼玉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を参考に担い手等が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標を変更
- ・ 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策の見直し
- ・ 文言の全体的な見直し

### 第5 農業近代化施設の整備計画

- ・ 文言の全体的な見直し

### 第6 農業を担うべき者の育成及び確保施設の整備計画

- ・ 農業を担うべき者のための支援の活動として、いるま野農業協同組合及び県との連携事業（いるま地域明日の農業担い手育成塾）等の追加

### 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

- ・ 富士見市農家意向調査（平成 30 年度実施）及び農林業センサス等に基づく農業従事者形態の追加
- ・ 農業従事者の安定的な就業を図るための方策の見直し

### 第8 生活環境施設の整備計画

- ・ 生活環境施設の整備の目標に関する文言の見直し

### 第9 付図

- ・ 農用地区域の見直しに伴う付図 1 の修正
- ・ 農地耕作条件改善事業の推進に伴う付図 2 の追加
- ・ 多面的機能支払交付金事業の推進に伴う付図 3 の追加

### 第10 農業の振興に資する理由

- ・ 削除

## 〇スケジュール

R3年度	R4年6月	7月	8月	9月	10月	11月
素案の事前相談（県）	8日 素案の事前相談完了（県）	25日 富士見市農業委員会 総会	3月中旬 県事前協議 富士見市農業振興地域整備促進協議会	上中旬 計画案の縦覧 県事前協議回答	中旬 異議申立て受付	上旬 県本協議 中旬 県本協議回答 下旬 完了公告